

住宅宿泊事業の届出前の確認事項【提出用】

- 尼崎市では住宅宿泊事業法第18条に基づき条例を制定し、制限区域を設けています。
- 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が、**制限区域内にないかどうか**をご確認ください。
- 地域との調和を図った円滑な事業の実施のため、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の近隣住民に対し、書面にて事前周知を行い、事業に対する不安を払拭するよう努めてください。

○ 届出前の確認事項（右記のいずれかに確認の☑を入れてください。）

- ・ 届出住宅は、住居専用地域に該当しません。 . . . はい いいえ
- ・ 届出住宅は、学校教育施設等周辺100m以内の制限区域に該当しません。 . . . はい いいえ
- ・ 近隣住民に対して、事業内容の事前周知を行いました。 . . . はい いいえ

上記内容に間違いがないことを確認しました。

年 月 日

氏 名 _____ 印 _____
(法人の場合は商号及び代表者氏名)